

議案第 11 号  
議決第 号

### 始良市手数料条例の一部を改正する条例の件

始良市手数料条例の一部を改正したい。よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年2月15日 提出  
始良市長 湯元 敏浩

### 始良市手数料条例の一部を改正する条例

始良市手数料条例（平成22年始良市条例第86号）の一部を次のように改正する。  
別表第1中「戸籍の謄本若しくは抄本の写し」を「戸籍の謄本若しくは抄本」に、「調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した戸籍証明書」に、「除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の写し」を「除かれた戸籍の謄本若しくは抄本」に、「除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した除籍証明書」に改め、同表除かれた戸籍に記載した事項に関する証明の項の次に次のように加える。

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（総務省令で定めた電子情報処理組織を使用する方法で発行を行う場合及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に発行する場合を除く。）	符号1件につき	400円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行（総務省令で定めた電子情報処理組織を使用する方法で発行を行う場合及び同一事項の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に発行する場合を除く。）	符号1件につき	700円

別表第1中「証明書又は」を「証明書の交付、」に、「基づく届出」を「基づく届書」に、「市町村長」を「市長」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を、「書類の閲覧」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届

書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類1件につき」を「1件につき」に改める。

別表第2の2の項手数料の金額の欄中「118万円」を「145万円」に、「141万円」を「172万円」に、「159万円」を「192万円」に、「195万円」を「236万円」に、「227万円」を「274万円」に、「455万円」を「564万円」に、「582万円」を「724万円」に、「707万円」を「879万円」に改める。

#### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の改正規定 令和6年3月1日
- (2) 別表第2の改正規定 令和6年4月1日